

職員処遇改善の取り組み

地の星では「福祉・介護処遇改善加算」及び「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を受け、職員の賃金・職場環境・資質の向上に取り組んでいます。

1、福祉・介護職員処遇改善加算

この制度は2011年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、この対象である障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に2012年度より創設されました。

① 対象となる職員（直接利用者の支援を行う職員）

生活支援員、世話人、就労支援員、職業指導員

加算により支給される手当は資格手当・夜勤手当・特別支援手当等で、毎月対象となる職員に支払われます。

② 対象とならない職員

管理者、サービス管理責任者、事務、栄養士、看護師

* 処遇改善の対象職員同様の手当を法人の負担で支給しています。

2、福祉・介護職員等特定処遇改善加算

2019年10月より始まった加算です。経験・技能のある職員に重点化を図りながら更なる処遇改善を進める制度です。職員集団を3つのグループに分けます。

A：経験技能のある障害福祉人材（有資格者、サービス管理責任者等）

B：Aに該当しない障害福祉人材

C：障害福祉人材以外の職員（管理者、事務など）

* 一人当たりの加算額の平均は、B⇒Cの2倍以上、A⇒Bの2倍以上とします。

* Cグループで年間440万円以上の報酬がある職員は加算配分の対象としません。

* 2020年度特定処遇改善加算金の交付予定額は3,787,000円です。地の星職員の配分合計額は3,960,000円となります。

3、加算取得による取り組みの状況

① 職場環境整備

- ・全職員の健康診断・細菌検査、ストレスチェック等の健康管理の強化
- ・就業規則、ハラスメント規程、介護育児休業等の整備・充実
- ・送迎やグループホーム家事援助員の外部委託による業務負担の軽減
- ・有給休暇取得の奨励や早帰り日の設定
- ・ミーティング等によるコミュニケーションの円滑化

② 資質の向上

- ・キャリアパス要件の明確化
- ・強度行動障害、初任者・中堅者研修等の受講支援と研修発表
- ・法人内研修に外部講師を招くなど内容充実の強化
- ・自己研鑽を奨励し年度末評価に反映

③ その他

- ・永年勤続表彰制度の確立
- ・非常勤職員から常勤職員への転換
- ・勤務希望を月間シフトに反映